

感に（またはより慎重に）なっていったと考えられる。

もちろん、90年代のデータが不足している現状では、この判断は早計であり、今後継続して、資産需要にかかわる構造的変化の内容を追求していく必要があると思われる。

参考文献

Lancaster, K. [1971], *Consumer Demand: A New Approach*, Columbia Univ. Press.

斉藤光雄・大鹿隆 [1977], 「家計の資産需要方程式の計測」『経済分析』68,1-34.

斉藤光雄・大鹿隆 [1979], 「資産選択の要因分析」『経済分析』74,23-60.

田近栄治・中川和明 [1991], 「わが国家計の資産選択と資産需要の代替性」『ファイナンシャル・レビュー』, 67-83.

国債	地方債	公団債	金融債	事業債	株式	投信
0.032	0.102	0.048	0.008	-0.065	0.056	-0.012
-0.068	-0.079	-0.068	-0.052	0.017	-0.040	0.007
-0.111	-0.107	-0.127	-0.062	0.079	-0.086	0.018
0.018	0.065	0.022	0.011	-0.023	0.023	-0.010
-0.033	-0.035	-0.026	-0.036	-0.017	-0.007	-0.002
0.048	0.095	0.073	0.003	-0.103	0.075	-0.023
-0.119	-0.110	-0.127	-0.079	0.053	-0.080	0.009
-0.110	-0.146	-0.123	-0.068	0.072	-0.090	0.015
-0.127	-0.123	-0.141	-0.078	0.075	-0.095	0.012
-0.079	-0.068	-0.078	-0.063	0.010	-0.041	0.001
0.053	0.072	0.075	0.010	-0.089	0.067	-0.019
-0.080	-0.090	-0.095	-0.041	0.067	-0.079	-0.001
0.009	0.015	0.012	0.001	-0.019	-0.001	-0.027

よく、属性選好の動揺が80年代、それもバブル崩壊前後にみられたのではないかと推量される。これは、推定期間をバブル後に延長すると、推定結果が理論的に首肯できないものになることから判断できる。

その上で、85年以降バブル崩壊後まで、属性の再推計も含めてあらためて価格反応の推計を試みたわけであるが、その結果は先の80年代における価格反応の強化という現象とは逆に、国債、金融・事業債、株式・投信などの主要資産の価格反応度は低下し、逆に現金、定期・譲渡性預金、外貨預金、それに保険という「安全、安心」度の高い資産の反応が大きくなったということであった。

この時期、属性の変化としては、現金・保険に代表される「安心」という属性と資産価格・為替変動に対応する「ヘッジ」的属性といったより安全性志向の方へ再分化されてきたということである。そして、価値体系上は、価格反応の全般的な低下から判断されるように、価格に対してより鈍

(3) 推定期間1985:1-1992:4

	現 金	定 期	譲 渡	外 貨	信 託	保 険
現 金	-0.130	0.039	0.043	-0.081	0.007	-0.109
定 期	0.039	-0.053	-0.054	0.032	-0.035	0.024
譲 渡	0.043	-0.054	-0.119	0.016	-0.014	0.078
外 貨	-0.081	0.032	0.016	-0.059	0.017	-0.052
信 託	0.007	-0.035	-0.014	0.017	-0.032	-0.017
保 険	-0.109	0.024	0.078	-0.052	-0.017	-0.134
国 債	0.032	-0.068	-0.111	0.018	-0.033	0.048
地 方 債	0.102	-0.079	-0.107	0.065	-0.035	0.095
公 団 債	0.048	-0.068	-0.127	0.022	-0.026	0.073
金 融 債	0.008	-0.052	-0.062	0.011	-0.036	0.003
事 業 債	-0.065	0.017	0.079	-0.023	-0.017	-0.103
株 式	0.056	-0.040	-0.086	0.023	-0.007	0.075
投 信	-0.012	0.007	0.018	-0.010	-0.002	-0.023

る反応係数である。80年代になって、いくつかの資産でこの反応係数の絶対値が高くなっており、価格に対する反応が強まったことを示している。表5に価格反応係数 $B^{-1}U_2^{-1}B'^{-1}$ の値を掲げておいた。各資産ごとに他の資産との比較を行うことにより、80年代になって起きた家計の資産選択行動の変化がどのようにして起きたかが明らかになるであろう。

6. ま と め

表5で代表される計測結果は、属性の変化と因子数の違いがあるため、単純な比較はできないのであるが、あえてまとめるとすれば次のようになるであろう。同じ属性のもとでバブル崩壊直前までの期間をみた場合、60年代後半、70年代、80年代を含めたケースと80年代だけのケースを比較すると、80年代の方が価格反応が高くなっていることが確認された。しかし、先にも述べたように、80年代の代替行列の内容はかなり不安定とみて

国 債	地方債	公団債	金融債	事業債	株 式	投 信
0.103	0.023	-0.050	-0.030	-0.039	0.022	0.018
-0.079	0.070	-0.031	-0.060	0.023	-0.014	-0.078
0.213	-0.041	-0.057	-0.061	-0.089	-0.067	0.360
0.123	-0.017	0.001	-0.031	-0.156	0.112	-0.067
-0.149	0.020	-0.011	-0.091	0.076	-0.138	-0.091
0.000	-0.371	0.089	0.105	-0.166	-0.160	-0.001
-0.418	0.283	0.044	-0.008	0.366	0.035	-0.058
0.283	-0.801	0.080	0.179	-0.429	-0.418	0.212
0.044	0.080	-0.068	-0.058	0.003	-0.032	-0.034
-0.008	0.179	-0.058	-0.111	-0.013	0.169	-0.093
0.366	-0.429	0.003	-0.013	-0.543	0.070	-0.074
0.035	-0.418	-0.032	0.169	0.070	-0.971	0.089
-0.058	0.212	-0.034	-0.093	-0.074	0.089	-0.556

国 債	地方債	公団債	金融債	事業債	株 式	投 信
-0.394	1.086	-0.106	-0.321	0.454	1.638	-0.101
-0.126	0.192	-0.012	-0.053	0.096	0.145	-0.123
1.483	-4.267	0.619	1.574	-1.109	-7.135	1.778
0.414	-1.084	0.167	0.385	-0.437	-1.766	0.067
-0.017	-0.200	0.028	0.082	-0.037	-0.535	-0.171
0.304	-1.214	0.238	0.499	-0.372	-2.054	-0.041
-0.157	0.645	-0.248	-0.434	0.015	1.419	-0.159
0.645	-2.660	0.600	1.239	-0.498	-4.833	0.523
-0.248	0.600	-0.050	-0.153	0.296	0.730	-0.096
-0.434	1.239	-0.153	-0.439	0.405	1.949	-0.229
0.015	-0.498	0.296	0.405	-0.023	-1.197	-0.182
1.419	-4.833	0.730	1.949	-1.197	-8.885	0.612
-0.159	0.523	-0.096	-0.229	-0.182	0.612	-1.356

表5 価格反応係数

(1) 推定期間1967:1-1989:2

	現金	定期	譲渡	外貨	信託	保険
現金	-0.066	0.013	-0.021	-0.001	0.041	0.073
定期	0.013	-0.073	-0.011	0.009	-0.077	0.014
譲渡	-0.021	-0.011	-0.932	-0.157	0.091	0.167
外貨	-0.001	0.009	-0.157	-0.112	0.052	0.013
信託	0.041	-0.077	0.091	0.052	-0.121	-0.046
保険	0.073	0.014	0.167	0.013	-0.046	-0.264
国債	0.103	-0.079	0.213	0.123	-0.149	0.000
地方債	0.023	0.070	-0.041	-0.017	0.020	-0.371
公団債	-0.050	-0.031	-0.057	0.001	-0.011	0.089
金融債	-0.030	-0.060	-0.061	-0.031	-0.019	0.105
事業債	-0.039	0.023	-0.089	-0.156	0.076	-0.166
株式	0.022	-0.014	-0.067	0.112	-0.138	-0.160
投信	0.018	-0.078	0.360	-0.067	-0.091	-0.001

(2) 推定期間1980:1-1989:2

	現金	定期	譲渡	外貨	信託	保険
現金	-0.272	0.005	1.354	0.360	0.110	0.447
定期	0.005	-0.039	0.173	0.032	-0.043	0.045
譲渡	1.354	0.173	-7.812	-1.668	-0.181	-1.480
外貨	0.360	0.032	-1.668	-0.489	-0.073	-0.457
信託	0.110	-0.043	-0.181	-0.073	-0.113	-0.143
保険	0.447	0.045	-1.480	-0.457	-0.143	-0.614
国債	-0.394	-0.126	1.483	0.414	-0.017	0.304
地方債	1.086	0.192	-4.267	-1.084	-0.200	-1.214
公団債	-0.106	-0.012	0.619	0.167	0.028	0.238
金融債	-0.321	-0.053	1.574	0.385	0.082	0.499
事業債	0.454	0.096	-1.109	-0.437	-0.037	-0.372
株式	1.638	0.145	-7.135	-1.766	-0.535	-2.054
投信	-0.101	-0.123	1.778	0.067	-0.171	-0.041

険のような資産に対して家計が反応し、資産選好の構造的変化が起きていたと結論づけられるであろう。

ところで、80年代のケースは内実はきわめて不安定であるといえる。 U_2 の行列式を求めるみると、 -0.22 であり、推計された U_2 行列の内容が多少かわるとその逆行列の内容が大幅に変わる可能性が大きいといえる。また、最初でも述べたように、1989年第2四半期を越えて推計期間を拡張すると U_2 行列の推計値が大きく変化し、とくに対角部分の値が負にならないケースがでてきた。1990年前後はその意味で構造的変化要因が入り込んでいる時期といってよいのであろう。そこで、期間を80年代後半以降に限って新しい属性内容のもとで U_2 行列の推計を試みてみた(表3(3))。

代替行列から、第1因子(安全性因子)と第2因子(ヘッジ因子)が補完性を持つこと、ならびに第2因子と第3因子(安心性)は代替性を持つことが分かった。もとは同一因子から分離された考えられる第1因子と第3因子は予想通り代替性を持つが、同じく同一因子から分離したと考えられる第2因子と第4因子(危険性因子)は代替性というより、独立的であると判断された。第1因子と第2因子の補完性は、少なくとも80年代後半以降安全性とヘッジ機能をワンセットとして組み合わせる資産選択行動が顕著になってきたことを意味する。

次に、以上の結果をふまえて資産需要関数の計測を試みて、資産価格に対する家計部門全体の反応度を推計してみることにしよう。

5.3 資産需要関数の計測

効用最大化問題の1階の条件

$$(9) \quad p = (1/\lambda)(u_1 B + x' B' U_2 B)$$

の両辺に右から $(B' U_2 B)^{-1}$ をかけて x' を求めれば、

$$(12) \quad x' = -u_1 U_2^{-1} B'^{-1} + \lambda p B^{-1} U_2^{-1} B'^{-1}$$

を得る。これが資産シェアの需要関数である。 $B^{-1} U_2^{-1} B'^{-1}$ は価格 p に対す

表4 代替行列 U_2^{-1} の値

(1) 推定期間1967:1-1989:2

因子	1	2	3	4	5	6
1	-1.080	-0.303	0.092	-0.214	0.270	0.110
2	-0.303	-1.627	0.145	-0.314	0.242	0.182
3	0.092	0.145	-0.692	0.087	0.073	0.169
4	-0.214	-0.314	0.087	-0.931	-0.019	0.202
5	0.270	0.242	0.073	-0.019	-0.653	-0.023
6	0.110	0.182	0.169	0.202	-0.023	-0.539

(2) 推定期間1980:1-1989:2

因子	1	2	3	4	5	6
1	-4.652	3.967	6.629	3.954	0.196	-5.074
2	3.967	-3.368	-4.050	-1.984	-0.056	2.931
3	6.629	-4.050	-7.356	-2.822	-0.132	4.969
4	3.954	-1.984	-2.822	-1.034	-0.018	1.720
5	0.196	-0.056	-0.132	-0.018	-1.007	0.649
6	-5.074	2.931	4.969	1.720	0.649	-3.966

(3) 推定期間1985:1-1992:4

因子	1	2	3	4
1	-1.530	-0.858	0.388	-0.018
2	-0.858	-1.253	0.491	0.090
3	0.388	0.491	-0.615	-0.028
4	-0.018	0.090	-0.028	-0.050

それに対し、80年代においては第2因子と第3因子の間に補完性が認められ、第1因子は第2、第3因子と代替的であった。第1因子は「安全性因子」、第2因子は「予備的動機因子あるいは金融市場の債券・証券化指標」、第3因子が「危険性因子」と先に解釈したわけだが、さらに進めて第1因子は定期性預金などリスクの小さい資産、第2因子は保険など将来に対する保証性をもつ市場金融型資産、第3因子は株式などリスクの大きい資産を反映していると解釈すれば、80年代になって株式と補完性をもつ保

表3 u_1, U_2 の推計結果

(1) 推定期間1967:1-1989:2

	因子	1	2	3	4	5	6
u_1		37.814	5.170	31.392	19.224	15.691	15.705

	因子	1	2	3	4	5	6
U_2	1	-1.136	0.066	-0.208	0.189	-0.468	-0.185
	2	0.066	-0.744	-0.209	0.172	-0.269	-0.228
	3	-0.208	-0.209	-1.752	-0.195	-0.330	-0.722
	4	0.189	0.172	-0.195	-1.297	0.174	-0.458
	5	-0.468	-0.269	-0.330	0.174	-1.863	-0.147
	6	-0.185	-0.228	-0.722	-0.458	-0.147	-2.363

(2) 推定期間1980:1-1989:2

	因子	1	2	3	4	5	6
u_1		31.665	21.878	37.921	0.180	25.343	21.756

	因子	1	2	3	4	5	6
U_2	1	-0.216	-0.456	-0.536	0.858	-0.217	-0.396
	2	-0.456	-1.291	-0.163	0.577	-0.240	-0.363
	3	-0.536	-0.163	-1.831	0.531	-0.927	-1.649
	4	0.858	0.577	0.531	-1.150	-0.268	-0.549
	5	-0.217	-0.240	-0.927	-0.268	-1.849	-1.479
	6	-0.396	-0.363	-1.649	-0.549	-1.479	-2.560

(3) 推定期間1985:1-1992:4

	因子	1	2	3	4
u_1		39.863	51.251	136.870	-9.419

	因子	1	2	3	4
U_2	1	-1.264	0.988	-0.115	2.315
	2	0.988	-2.078	-0.870	-3.638
	3	-0.115	-0.870	-2.383	0.202
	4	2.315	-3.638	-0.202	-27.346

は、金融の債券・証券化への関心の高さを象徴していると判断できる。

5.2 属性の需要関数の計測

次に、(10)式に再び注目して、属性に対する需要関数を求めてみた。(10)式において $pB^{-1}=q$ とおき、 q を属性の帰属価格と解釈してみる。これは、価格 p のある種の組み合わせから属性の価格の高低が推測されることを意味する。したがって、もしその属性価格が何らかの経路を通して認識されれば、属性の需要が次のように求められることになる。

(10)式から z' を求めれば、

$$(11) \quad z' = -u_i U_2^{-1} + \lambda q U_2^{-1}$$

ここで、 U_2^{-1} は貨幣価値で測った属性の代替行列を表している⁹⁾。表4にその値が掲げられている。

全期間と80年代を比較してみると、80年代において代替行列の係数値が高くなっているのがわかる。さらに、自己代替係数 (U_2^{-1} の対角部分) のすべての絶対値が高くなっている。一方、交差代替係数 (U_2^{-1} の対角以外の部分) もやはり全体として大きくなっている。符号の正負がそれぞれ粗代替性、粗補完性を表していることに留意すれば、両期間には次のような相違点が認められた。

全期間のケースをみると、80年以前において第2因子の重みが小さく、預貯金等との違いが小さかったこともあって、第1因子と第2因子の間には弱い補完性、第1、第2因子と第3因子とは弱い代替性が認められた。

	t 値					修正済 決定係数	ダービン ・F ・トソン 比
	因子	1	2	3	4		
U_2	1	-2.981	1.752	-0.153	2.876	0.340	1.707
	2		-1.273	-0.442	-1.768	0.062	1.698
	3			-3.041	-0.214	0.641	2.308
	4				-3.364	0.251	1.850

9) 注5)を参照。

うに推計された⁹⁾。

これらを比較すると、80年代に第2因子の感度が高くなっている。これ

- 8) 効用行列は効用関数を2次形式で特定化したので、理論上対称行列でなければならぬ。そこで、推計手段として、説明力の高い順に変数を増やすという方法をとった。すなわち、第*i*番目の方程式については、それ以前の方程式（第1から第*i*-1番目の方程式）において推計された第*i*因子の係数値を先験的情報としてそのまま使い、残る第*i*から第*n*因子を説明変数として推計した。推計法は最尤法を用い、1階の自己相関を除去した。以下が、各期間の効用行列 u_1 , U_2 の推計係数値の t 値、自由度修正済決定係数、ダービン・ワトソン比である。

(u_1 , U_2 の推計値の t 値, 修正済決定係数, ダービン・ワトソン比)

- (1) 推定期間1967:1-1989:2

		t 値					
因子		1	2	3	4	5	6
u_1		13.006	1.162	7.323	6.848	2.638	22.496

		t 値						修正済 決定係数	ダービン ・ワトソン 比
因子		1	2	3	4	5	6		
U_2	1	-6.903	0.379	-1.541	0.793	-3.377	-1.151	0.620	1.981
	2		-5.259	-1.787	0.833	-2.250	-1.641	0.356	1.784
	3			-5.819	-0.379	-1.083	-2.002	0.363	2.055
	4				-3.296	0.693	-1.533	0.219	2.270
	5					-3.079	-0.218	0.071	2.119
	6						-4.053	0.203	2.073

- (2) 推定期間1980:1-1989:2

		t 値					
因子		1	2	3	4	5	6
u_1		6.566	6.116	10.961	0.029	7.222	19.655

		t 値						修正済 決定係数	ダービン ・ワトソン 比
因子		1	2	3	4	5	6		
U_2	1	-1.441	-1.183	-2.633	2.362	-0.914	-1.069	0.838	1.819
	2		-5.171	-0.835	2.044	-1.286	-1.441	0.512	2.291
	3			-4.275	0.806	-2.443	-3.043	0.579	1.648
	4				-1.677	-0.651	-0.938	0.149	1.842
	5					-3.343	-2.135	0.312	1.733
	6						-4.231	0.555	1.829

- (3) 推定期間1985:1-1992:4

		t 値			
因子		1	2	3	4
u_1		1.822	1.000	7.116	-0.989

の高い第2因子と株式、投信の負荷が高い第4因子に分かれている。この場合の第2因子は市場性の高い商品で占められ、物価や為替変動にリスク・ヘッジ機能をもつものと考えられる。いわば「ヘッジ因子」といえるものであり、また第4因子はグラフからも分かるように、循環的な変動を示しており、「危険因子」として依然呼ぶことができるであろう。残りの第5因子、第6因子はランダムな変動をしているとみてよい。(このため、85年から92年までの期間の分析については第5、第6因子ははずすことになった。)⁷⁾

これらの分析から得られる結論として、1980年代になって金融資産に対する家計の選択行動は明らかに変化しており、また属性の内容も変わってきているであろうということである。これについては、各資産の資産需要関数を計測することにより、より詳しい分析を行うことが可能である。そこで以下では、資産需要関数を計測してみることにする。

5. 資産需要関数の計測

5.1 効用関数の計測

前述の(10)式により、主成分分析で得られた因子負荷行列を属性行列 B にみたてて、効用関数を計測してみた。ただし、先にふれたように、80年代以前と以後では制度面からみても大きな構造変化があったと推測される。特に、80年代には金融商品の多様化が進み、家計の資産選択行動は収益率に対してより敏感になってきたと思われるので、推計期間を1967:1-1989:2と1985:1-1992:4にわけ、さらに前者の期間については全期間(1967:1-1989:2)と80年代(1980:1-1989:2)に分けて、それぞれの期間で u_1 、 U_2 を推計してみた。(10)式を再掲すると、

$$(10) \quad pB^{-1} = (1/\lambda)(u_1 + z'U_2)$$

であり、行列 U_2 の内容を検討することにより、各因子に対し家計部門が全体としてどのような態度をとっていたかが判断できる。結果は表3のよ

7) 第1因子から第4因子まででも全体の分散の85%以上を占めている。

図5 因子スコア 1985:1-1992:4

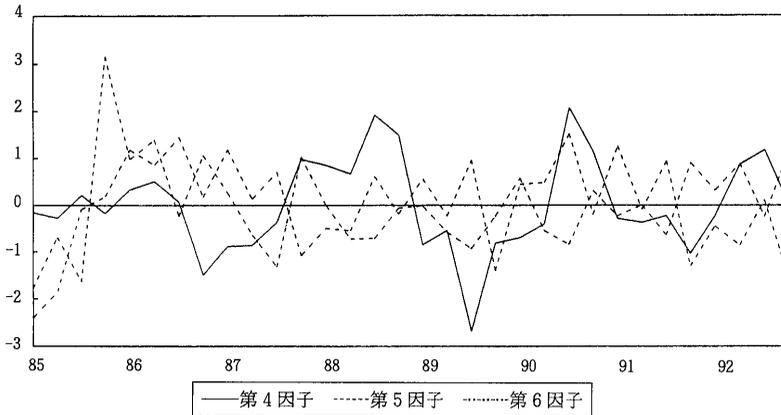


表2 1985:1-1992:4の因子負荷行列

	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子	第6因子
現 金	-0.087	0.401	0.659	-0.252	-0.500	0.271
定 期	0.978	-0.046	-0.084	0.010	-0.047	0.015
譲 渡	0.234	0.733	-0.094	-0.283	0.423	0.268
外 貨	-0.564	0.581	0.404	-0.083	0.296	-0.102
信 託	0.959	-0.195	0.048	0.107	0.039	0.038
保 険	0.635	-0.187	0.575	0.156	0.284	-0.260
国 債	0.719	0.671	0.014	-0.046	-0.038	-0.068
地 方 債	0.840	0.127	-0.377	0.070	-0.169	0.123
公 団 債	0.460	0.808	-0.072	-0.056	-0.167	-0.295
金 融 債	0.934	0.298	0.110	0.045	-0.043	-0.057
事 業 債	0.649	-0.489	0.327	0.232	0.179	0.322
株 式	-0.276	0.768	-0.179	0.346	0.169	0.203
投 信	-0.411	0.411	0.110	0.753	-0.169	0.002

因子があらたに現れたことである。言うなれば、この場合の第1因子は先と同様に「安全性因子」と解釈されるのに対して、第3因子は「安心性因子」と呼ぶことができよう。そして同じく先の期間でみられた第3因子（危険性因子）がまた分離して、譲渡性預金、外貨預金、国債、株式の負荷

長時代へ、間接金融優位から直接金融化・多様化時代へ、規制金利時代から金利自由化時代へというように、第2因子を市場型金融化の指標と解釈することができるかもしれない。これは、家計にとって、銀行預金中心の金融資産から債券・証券型金融資産へと選択肢が拡大していったことを意味する。第2因子が(株式、公社公団債、金融債を除く)債券・証券類と密接に関係しており、債券・証券類の家計部門への親密度を表しているとすれば、保険の資産シェアを説明する主因子が第2因子であることと考え合わせて、保険はこの親密化の過程でシェアを伸ばしてきたのだといえよう。

さらに図3をみると、第4因子は73年、78(または80)年、86年頃に符号を転じており、これらの年を境に日本経済はさまざまな側面で構造的な変化が観察されており、この意味で第4因子は構造変化を示す因子とも解釈できる。

次に85年から92年にわたる期間であるが、図4と図5にその因子スコアが描かれている。表2の因子負荷行列からも合わせて各因子の内容を解釈すると、先の第1因子(安全性因子)と第2因子(予備的動機因子)の区別が無くなり、むしろそれらから分離して現金ならびに保険の負荷が高い第3

図4 因子スコア 1985:1-1992:4

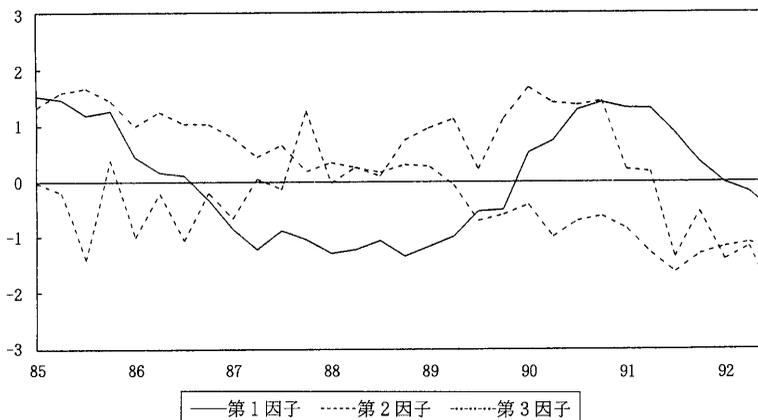
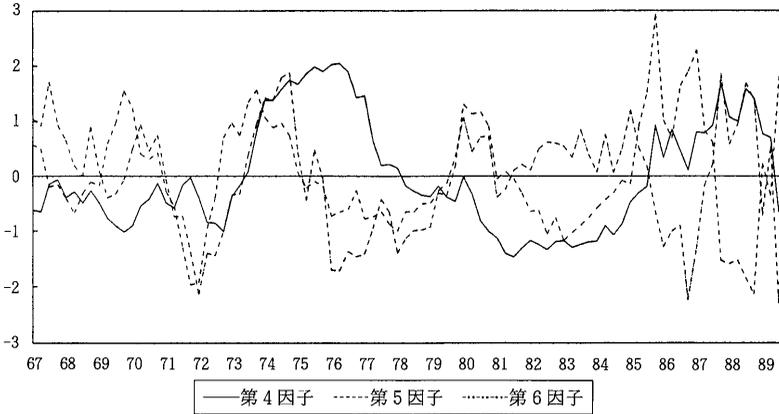


図3 因子スコア 1967:1-1989:2



最初の3因子が何を意味しているのかを考えてみる。

第1因子は「安全性因子」と解釈したが、図2からは景気状況に対する不安を象徴しているのではないかと考えられる。なぜなら、第1因子の値が高まるのは第1次石油ショックが起きた1973、74年頃と第2次石油ショックが起きた1979、80年頃だからであり、逆に低下していくのは景気が持続的に拡大していった1985年以降だからである。あるいは、第1因子は J. M. ケインズが主張した不確実性に対する不安の裏返しとしての「流動性選好」を表しているのだとも解釈できるだろう。

これに対し、第3因子は「危険性因子」と解釈したが、グラフをみると周期は必ずしも一定ではないが約4、5年の周期で循環的な様相が読みとれ、経済変動、景気循環などを象徴していると考えられる。

第2因子は「予備的動機因子」と解釈したが、その変動をみると、1973年から77年を過渡期として、それ以前と以後では何か構造的な変化があったことを示唆しているものと思われる。例えば、高度成長時代から安定成

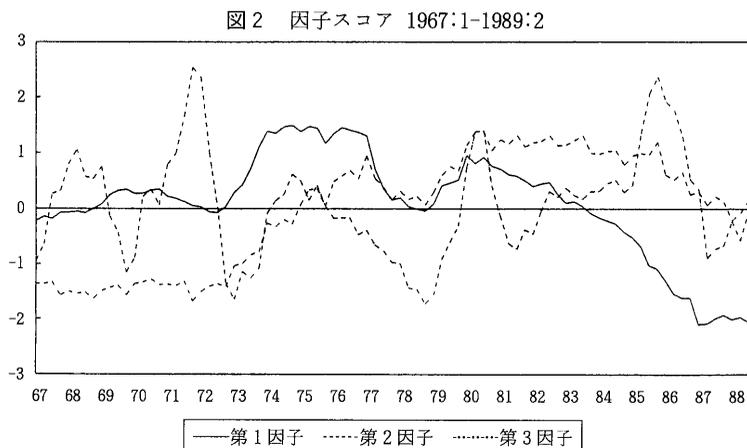
$$(n4) \quad z = S_z^{-1} B \hat{x}$$

で求められる。ただし、 $\hat{x}_i = (x_i - \mu_i) / \sigma_i$ である。ここで、 μ_i は x_i の相加平均値、 σ_i は x_i の標準偏差である。

性預金、信託、公団公社債、金融債、事業債に強い正の相関関係をもち、譲渡性預金、外貨預金、株式、投信とは負の相関関係をもつ。前者が流動性の高い銀行発行の預金、債券を中心としており、後者が市場性、変動性の高い金融資産であることを考えれば、第1因子は「安全性因子」といってよいだろう。それに対し、第3因子は、まったく逆に譲渡性預金、株式、投信に強い正の相関があり、「危険性因子」といえる。第2因子は、保険、国債、地方債、事業債に強い相関関係をもっている。保険や国債が保険会社、政府の保証に裏付けされた証券類であることを考えれば、「予備的動機因子」といってよいかもしれない。

残る因子に関しては、因子負荷量からその性格を判断することは必ずしも容易ではない。しかし、第4因子が国債に対し負の相関、事業債に対して正の相関を示していることから、第4因子は「民間債抽出因子」と解釈することができる。

図2と図3は因子スコアの変動を示している⁶⁾。このグラフから、特に



6) 各因子の標準偏差を対角値とし他をゼロとおいた行列を S_z 、因子パターン行列を B 、 x を平均値ゼロ、分散1で標準化させた正規値を \tilde{x} とすれば、標準化された因子スコア z は、

各資産の価格は、各資産の収益率（利子率，利回り等）の逆数として定義した。収益率として用いたデータは前頁の通りである。

なお、事後的変化率は（1年後の値との差／その年の値）として計算した。

4. 属性の分析

資産シェアと属性の関係については、いわゆる主成分分析を使って求めることにした。期間は1967年第1四半期から1989年第2四半期までである。その結果求められた因子負荷量は次のようになった。

表1 1967:1-1989:2の因子負荷行列

	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子	第6因子
現金	0.668	-0.713	-0.051	0.099	0.026	-0.007
定期	0.874	0.342	0.258	-0.029	0.074	0.104
譲渡	-0.604	0.371	0.375	0.122	0.551	-0.166
外貨	-0.882	0.273	0.021	0.249	0.074	0.047
信託	0.780	0.462	0.311	-0.118	-0.024	0.085
保険	-0.058	0.957	-0.039	0.008	-0.188	-0.082
国債	0.059	0.824	0.129	-0.506	-0.013	0.111
地方債	0.588	0.650	-0.049	0.223	-0.189	-0.308
公団債	0.814	-0.505	0.160	0.078	0.064	0.052
金融債	0.945	-0.005	0.134	0.071	0.155	0.147
事業債	0.648	0.462	-0.059	0.566	0.003	-0.001
株式	-0.245	-0.551	0.699	-0.022	-0.286	-0.232
投信	-0.747	0.150	0.293	0.346	-0.220	0.373

因子負荷量は元のデータと各因子との相関関係を示したもので、各金融資産の貢献度（スコアリング係数）を表している。各因子は互いに無相関になるようにつくられ、その分散値が大きい順に並べられている。ただし、第1因子から第6因子までで全体の分散（各因子の分散値の合計）の96%以上を占めており、目安として95%を採択基準とし、それを満たす第6因子までを採択した。

因子負荷量からは各因子の性格が判断できる。第1因子は、現金，定期

金融取引における個人資産の各項目の内容

現金通貨	銀行券，貨幣保有
要求払預金	当座預金，普通預金，通知預金，別段預金，納税準備預金，郵便振替
定期性預金	定期預金，定期積金，相互銀行掛金，郵便預金（通常・積立・定額・定期）
譲渡性預金	譲渡性預金
非居住者円預金・外貨預金	外貨預金
信託	金銭信託，貸付信託，年金信託
保険	生命保険，農協共済，簡易保険，郵便年金
政府短期証券・国債	政府短期証券，国債保有
地方債	地方債保有
公団公庫債	公団公庫債保有
金融債	金融債保有
事業債	事業債保有
株式	株式保有
投資信託受益証券	投資信託受益証券保有

(2) 資産価格

収益率として用いたデータ

資 産	収 益 率	出 所
現 金	一定値	
定期性預金	銀行定期預金（1年物）	経済統計月報
譲渡性預金	全国譲渡性預金平均利率（新規発行ベース）	経済統計月報
外 貨 預 金	米国財務省証券利回り（3か月物）	経済統計月報
信 託	指定金銭信託予定配当率（5年以上）	経済統計月報
保 險	事後的な配当変化率 ^{a)}	生保事業月報
国 債	東証上場債券利回り	東証統計月報
地 方 債	公社債応募者利回り（10年）	経済統計月報
公団公庫債	東証上場債券利回り（政府保証債）	東証統計月報
金 融 債	東証上場債券利回り	東証統計月報
事 業 債	東証上場債券利回り	東証統計月報
株 式	TOPIX の事後的変化率＋プレミアム	東証統計月報
投 信	事後的な収益変化率 ^{b)} ＋プレミアム	投資信託月報

(注) a) (保険金＋社員配当金)の1年間の差/保険残高

b) 運用増減額の1年間の合計/中国ファンドを除く純資産総額

$$(6) \quad p = (p_1, p_2, \dots, p_n)$$

とすれば、予算は、

$$(7) \quad px = 1$$

となる⁴⁾。資産シェア x は、(5)(7)式の制約下で効用(1)を最大化するように決定される。すなわち、効用最大化問題

$$(8) \quad \max U = U(z) \quad \text{s.t.} \quad z = Bx, \quad px = 1$$

を解くことになる。1階の極値条件を求めれば、

$$(9) \quad p = (1/\lambda)(u_1 B + x' B' U_2 B)$$

ここで、 λ はラグランジュ定数（貨幣の限界効用）である。また、両辺に右から B^{-1} をかけて $z' = x' B'$ を用いれば、

$$(10) \quad p B^{-1} = (1/\lambda)(u_1 + z' U_2)$$

を得る。この(10)式から効用関数 $U = U(z)$ が求められる⁵⁾。

3. 2 データ

(1) 資産シェア

各資産のシェアは、日銀「資金循環表」の各年残高表を使い、各期の「資金循環表」の金融取引表のフロー値を用いて四半期データを作成した。ただし、株式の市価が得られない期間については、TOPIX を用いて簿価を市価に変換した。

資金循環表の金融取引表における個人資産の各項目の内容は次頁の通りである。

ただし、以下の分析では現金通貨と要求払預金の合計を現金としてシェアを求めた。

となり、シェア x_i は1期間にその資産から経常的に得られる収益の相対的貢献度を表している。

4) $px = \sum p_i x_i = \sum X_i / A = A / A = 1$ である。

5) (10)式の右辺には $(1/\lambda)$ がかかっているので、効用関数はいわば貨幣タームではかった形式で求められることになる。

需要関数の計測などが試みられている¹⁾。しかし、ここでは通常の消費者行動に即した形式で、資産選択モデルを定式化することにした。すなわち、家計は資産の価格と総資産価値で構成される予算制約内で、効用を最大化するように金融資産を選択するものとした。ただし、資産そのものに効用を認めるのではなく、各資産に含まれるさまざまな属性を判断して資産の最適構成を求めると仮定した²⁾。家計部門の各金融資産に対する需要がどのような要因（属性）によって説明されるのかを、次のような方法で分析した。

効用 U は属性 z によって決まるとする。

$$(1) \quad U = U(z)$$

ここで効用関数を次のように 2 次形式に特定化する。

$$(2) \quad U(z) = u_1 z + z' U_2 z$$

属性 z を

$$(3) \quad z = (z_1, z_2, \dots, z_m)$$

数量シェア x を

$$(4) \quad x = (x_1, x_2, \dots, x_n)$$

特性化行列を B とし、数量 x と属性 z の間には、

$$(5) \quad z = Bx$$

という関係があると考える。

価格 p を各資産の収益率（利子率）の逆数として定義し³⁾、

1) 資産需要に注目したものとして、斉藤・大鹿 [1977]、斉藤・大鹿 [1979]、田近・中川 [1991] などがある。

2) ここで用いた基本的な考え方は、Lancaster [1971] に負っている。

3) $X = (X_1, X_2, \dots, X_n)$ を資産残高（価値額）とし、 $p = (p_1, p_2, \dots, p_n)$ をその価格、 $x = (x_1, x_2, \dots, x_n)$ を数量（シェア）、総資産額を $A = \sum X_i$ とすると、

$$(n1) \quad X_i/A = p_i x_i, \quad i=1, 2, \dots, n$$

である。価格 p は各資産の収益率（利子率）の逆数として定義すれば、

$$(n2) \quad p_i = 1/r_i, \quad r_i = i \text{ 資産の収益率}$$

となる。この 2 式から、

$$(n3) \quad x_i = r_i X_i/A$$

ヴィクセルは、何度となく、効用の喪失とか、貨幣的損失といった追加的損失の点では、所得課税の方が生産への特定（部分的）生産課税よりもヨリすぐれている、とする（たとえば、60—62 ページ）。

のみならず、ヴィクセルは、租税帰着の問題が、いかに高度に当該国の社会的・政治的状态に依存しているかをも看取する（66 ページ）。そして、かかる類推をもって、自由貿易学説の普遍妥当性ないし相対性についての、問題解明への試みまでしているのである。

第1論考の最後（第Ⅵ節）で、彼は労働者階層への租税の転嫁可能性の論述にあたって、「労働並びに資本（資本形成）の総供給は、租税の作用によっては全くの手つかずのままである」（66—67 ページ）という、これまでの論述の大前提を取り払う。そして、いわば社会政策的見地から、これを再検討したのである。ここでの最後の箇所では、彼は余論として、課税されている労働者階層が、相応の反対給付を公共団体から実際に受けているか否かについて、上からの人道的同情の感じで、取って付けたような議論をする。もって、第1論考を、『財政理論研究』の第2論考のテーマである、「課税の公正」へとつなげようとするのである（75 ページ）。

付記

本論稿は、平成6年度成城大学特別研究助成による共同研究「経済と文化の諸相——西欧社会の歴史的・思想史的研究——」における、筆者の分担分の研究成果の一部を公表したものである。

は、この租税によってなんらかの被害を受ける。「両者の被害の比率は、……資本投下の期間延長のために労働の生産性が上昇することになる、その上昇の仕方の法則に依存するのである」(37 ページ)。マズグレイブの表現を借りると、それは「生産関数の形状に依存する」(マズグレイブ、前掲書、372 ページ) ののである。

さて、以上の最も単純なモデルに、生産要素としての土地用益(並びにこれと同類の、恒久的所得をうみだすレント財)を加えて複雑化したとしても、事態の展開は上と類似したものであろう。

すなわち、ヴィクセルは地代をも労賃と同じく、資本によって前貸しされたものとする(45 ページ)。

労賃と地代の両部分への、資本の最も利益あるはずの投下割合、および両部分それぞれの資本の平均的投下期間の長さ、労賃や地代のときどきの水準とは、相互依存の関係にある(46—47 ページ)。

さて、このケースでの課税の帰着であるが、たとえば、粗収益への比例課税は、一般的には労働者の賃金、地主の地代、資本家の利潤を小さくするであろう。しかしその被害の態様は、上記依存関係を構成している諸要素の変化の仕方が異なる毎に、まことにさまざまなのである、とヴィクセルは述べている(50 ページ)。

彼はこれら多様な状況のそれぞれに関しても、得意な数式の利用によって、厳密かつ詳細な論述をおこなっている。

しかしながら、これら数式的展開のそれぞれがもつ経済的・現実的意味については、彼はなにも論及してはいない。だがこれは、第1論考の任務と性格の点からして、やむをえないことであつたのであろうか？

けだし、ヴィクセルもいう通り、第1論考は「全転嫁問題の新しい根本的理解のために道を拓くこと」(59 ページ)を目的とした、多分に「仮説的性格をもつものであり、さしあたりは経済学の純粹理論における演習として通用しうる」(N ページ)性格のものであつたのである。

自由競争的経済下での課税モデル

さて、ヴィクセルの本来の課題であった、租税帰着問題の一般的研究の出発点は、企業者利潤の出現と土地用益とを暫定的に無視した、自由競争的・定常的経済下での単一商品生産という、最も単純なモデルであった。すなわち、資本と労働のみを生産要素とするケースでの、課税による消費財の価格変化ではなく、生産者階層間での所得変化を問題にするのである(第Ⅲ節)。

そして、これを解明すべき経済理論として、ヴィクセルはバームーバベルク流の迂回生産的資本および資本利子理論、ないし新賃金基金説を採用する。すなわち、「それぞれのあたえられた賃金水準毎に、最も利益ある資本投下期間というものが存在する」(33ページ)。しかも、「労賃の高さと資本の投下期間の長さとは、相互に条件づけられている。そして、労働の生産性は資本の投下期間が長くなるとともに「逡減的な率ではあるが」増大するという、その増大の仕方の方則を知っている」(35ページ)として議論を展開するのである。

かくして租税帰着の様相は、資本と労働という生産両要素の相対的報酬の方則、すなわち、

資本の相対的増大(または減少)は

労賃の引きあげ(または引きさげ)と

利子率の引きさげ(または引きあげ)

とをもたらず、という方則の単純な系として帰結される、とヴィクセルはいうのである(35ページ)。

さてこの場合でも、所得課税は資本利子と労賃との間の関係に影響をあたえない。最大可能な利子率や、最も利益ある資本の投下期間に、それはなんらの影響をもあたえないからである(36ページ)。

「生産税の作用は、あたかも労働の生産性が租税に比例して低下したかのような作用と全く同じである」(37ページ)。生産要素である資本や労働

て、まず論述することになった。すなわち、供給独占下での独占利潤への課税の転嫁の、生産者たちおよび消費者たち双方におよぼす経済作用について、論述することになったのである（第Ⅱ節）。

そして、皮肉にも、第Ⅰ論考のこの部分こそが、今日的には最も意味深い論述部分であるといわれている。

さて、独占利潤にたいする総純収益課税（所得税）は、独占商品の最も利益ある価格水準に、なんらの影響もおよぼさない。それゆえこの課税方式は、追加的損失ないし超過負担を生ぜしめない点ですぐれている（11ページ）。

しかし、可変費用の増大のように作用するはずの、独占商品への従量税は、最も利益ある商品価格水準の上昇を通して、生産者にたいし、純収益を減じさせた上に、さらに課税額をも支払わせることになる（12ページ）。消費者たちにたいしても、価格上昇による貨幣損失と、一部の需要放棄による効用損失をも生ぜしめるのである（13ページ）。

かかる超過負担ないし追加的損失は、同じく生産課税の一方式である従価税方式で独占商品が課税された場合にも、同様に生ずる。尤も、同一税収額を仮定した場合には、従価税による方が、従量税のケースよりも、最大利潤達成のための商品の値上げ必要幅が小さくてすむ。したがって、生産者、消費者たち双方の追加的損失額は、従価税による場合の方がヨリ小である、とヴィクセルは結論づけた（14ページ）。

ただし、価格据置き時と比較しての、価格引きあげ時の供給独占者の相対的利潤は、税率の2乗に比例して、増減すると考えられる。それゆえ、税率が低い場合には、相対的利潤はきわめて小さなものとなるので、独占者は生産課税にもかかわらず、商品価格を据置くケースもあろう（17-18ページ）。

ヴィクセルは、数学出身者らしく、以上の議論を、一定の条件の仮定のもとで、数式にもとづく厳密な形式で、詳細に展開しているのである。

国民全体にとっては、

課税（ないし租税転嫁）による犠牲額 \geq 租税（ないし租税転嫁）額の形をとってあらわれる多様な様相を、経済理論的に明らかにしようとしたのである（5－6ページ）。

2. ついで、経費支出面を租税帰着分析から分離させることを、ヴィクセルは考える。すなわち彼は、同一租税額の択一的租税の帰着を比較すべしとする。換言すれば、差別的租税帰着 differential tax incidence を研究すべきである、とするのである（7ページ）。

3. さらにヴィクセルは、租税帰着問題の経済理論的解明を、やや具体的に、次のような諸条件のもとで展開させることにしている。

a. 全民間経済過程を、生産者たちと消費者たちとの区別の形ではなく、ただ一つの生産プロセスとして把握する。

したがって、この過程に参加する国民全体を、彼の表現を使えば「総体の構成員」を、資本家、地主、労働者という生産者諸階級から成るものとしたのである。

b. 租税帰着の問題を、一般的には、自由競争の経済活動下における、課税にともなうこれら生産者諸階級（資本家、地主、労働者）への、貨幣的な、また、効用的な経済作用の問題、と彼は規定している（9ページ）。

c. 経済理論的武器の面からいえば、ヴィクセルは、租税帰着の問題を、いわゆるベーム－バベルク流の限界効用理論の一般均衡理論の手法をもって、いわば課税の経済作用論の形で、解明することを試みる。すなわち、彼はベーム－バベルクの迂回生産的資本および資本利子論にもとづく、いわゆる新賃金基金説を武器に理論を展開するわけである。

独占利潤への課税モデル

租税帰着分析のために、上述のように問題の性格と方法論的立場とを明らかにしたにもかかわらず、ヴィクセルは問題の一般的規定の例外について

しかしながら、彼の第1論考は、経済理論の今日の水準から見れば、結局、「新しいもの、ないしは……同時代の著作家たちがこのテーマについて述べたものとは異なったものを、殆ど提供してはいない」（ユーア、前掲論文、115ページ）、と総括せざるをえないかも知れない¹⁾。

いずれにしても、この第1論考については、ここでは手短かに紹介するにとどめたい。

租税帰着理論の問題の性格と方法論的立場

ヴィクセルは、租税帰着学説の当時の状況を、代表的経済学者たちの、これについての立論を中心に、批判的に論述することをもって第1論考の筆を起す（第1節）。

その間にヴィクセルは、彼自身が考えている租税帰着理論の問題の性格や、問題解明のための方法論的立場について、次のように規定した。

1. ヴィクセルはまず、「納税者が彼に課せられた税額の一部を、他の何者かに肩代りさせることを示唆しようとする」租税転嫁 *Steuerueberwälzung* の概念は、これに関する財政理論的解明にとっては、せますぎて不適切なものである、とする。それゆえ彼は、租税帰着 *Steuerincidenz* の概念を採用する。これは、租税転嫁額以外の、いわゆる超過負担 *excess burden* ないし死重的損失 *dead-weight loss*（ヴィクセルのいう追加的損失 *Extraverlust*）をも含みうる概念だからである。もって、課税の経済作用が、

1) かかる根拠から、ユーアは同じ箇所、ヴィクセルの『財政理論研究』の評価にあたり、第1論考の内容紹介を省略する、とまでいい切っている。

ただし、前述のようにマスグレイブは、ヴィクセルの租税帰着論に比較的高い評価をあたえているようである。それゆえにか、たとえばマスグレイブは、「財政学説小史」（初公表1985年）*A Brief History of Fiscal Doctrine, in: Public Finance in a Democratic Society, vol. II, Brighton, 1986.* の「転嫁と帰着」の学説史を取り扱う節では、ヴィクセルを含め8人の学者の転嫁論を見出しつぎで略述している。しかもヴィクセルの帰着学説には、リカードー、スミスのそれに次いで長い紙幅を割いているのである（マスグレイブ、前掲書、371—372ページを参照）。

いしは所得額の増加にともなう、個々人の限界的欲求の強度の低減のあり方の視点から、これを問題にしたのである。

たとえば、「限界的に充足すべき欲求の強度が、そのときどきにおいて、ある一定期間の消費のために使いうる所得量に、厳密に反比例するとしよう」。すると、「欲求充足の総量は、……所得の対数に比例した形で増大となるであろう」（いづれも 94 ページ）。所得が等比数列の形で増大するときには、欲求充足の総量は等差数列の形でしか増大しない。この仮定は、課税の厳格なる比例性の前提である。それゆえ、欲求強度の低減がこれより急激なときに、はじめて累進税率が根拠づけられる、等々といった議論をする（94 ページ）。そしてこれらを、数式的に厳密化した形で、一層の展開を試みるのである（160 ページ以下の付録）。

余論の最後は、国会で国民各自の利害を最も適切に代表しうる議員構成となるべき、比例代表制的普通選挙方式についてである。

ヴィクセルは、ヘー方式、ドント方式など、比例代表制的選挙を具体化すべき 2, 3 の提案について言及する。そして、これらの方式は、「租税協賛の相対的満場一致の原則と、全く調和している……。実際の両方策は、個人の自由の尊重と最大限の行使という、共通の基本的見解にもとづいているのである」（124 ページ）、と述べている。

Ⅲ．「租税帰着学説のために」

「[本書の] 第 1 論考〔「租税帰着学説のために」〕は、主として経済理論の微妙な論点を取り扱い、それに応じて、むしろ専門家サークル相手の書き方をしている」（Ⅳ ページ）。

それゆえに、「彼は帰着分析において、19 世紀末という時代に、はるかに先んじていた」（マスグレイブ、前掲解題、40 ページ）はずだ、とも想像されよう。

2 論考の趣旨であった。

しかしながら、既述のようにヴィクセルは、第2論考の主要テーマから外れた、いくつかの議論を、いわば余論の形でこの論考の内に入れ混せている。それゆえ、これらについても、ごく簡単にふれておこう。

余論の第1は、ワーグナーのいわゆる社会政策的課税の原理、ないしは「社会的」租税政策の要請以来、重視されるにいたった、租税による現行所有関係の修正の権利と義務とを、総体がもつケースの問題である。

まずヴィクセルは、世上よく社会政策的租税と見なされている相続税のもつ社会政策的役割は、若干疑わしいものだとする(146ページ)。そして彼は、相続制度の改革について長々と論じているのである。ただし「所有権の領域での今日の社会的要請を充足さすべき、適切な手段というものは、相続税ではなく、むしろ根本的な相続制度改革にのみ存する、と彼が考えたからであろう(150ページ)。「むしろ相続税は、……単に、通常の所得税と財産税との、ともかくも全く適切な補完物として、両税を累進的に形成するための一手段としてのみ、私には考えられる。……相続税もまた、租税協賛の満場一致と自由意志性の方途で課せらるべきであろう。……そして、既存の相続手続き法の一層合理的かつ徹底的な改正までの、暫定的な代替物としては、ともかくも、[社会政策的役割をもつ]相続税が是認されてよいであろう」(150ページ)、と。

社会政策的租税といわれているものの第2は、不当な財産増加、いわゆる景気変動利得への課税である。ヴィクセルは、これを最も典型的と思われる、都市化にともなう土地増価への課税を例にとって論評する。そして彼は、「社会正義のために、ワーグナー自身が推挙した措置よりも、はるかに徹底した、この種の僥倖な利得の制限のための措置というものが、推奨されるであろう」(152ページ)、とするのである。

余論の第2は、ザックスの一般的累進税擁護論に関連して、19世紀の後半から世紀末にかけて流行した、累進説の根拠づけを、ヴィクセルが数学的に整理して展開したものである。すなわち彼は、個々人の財貨保有高な

彼は公債のもつ性質，ないしはその国民経済的作用について，次のように結論する。

外債による費用充当ケースでは，現世代が担いえたかも知れぬ負担を，将来世代に転嫁させることになる。しかし，内国債による充当は，必ずしも将来世代に負担を転嫁しはしない。ただし，内国債の発行は無所有の階級への不利な国民所得分配をもたらすであろう（138—139 ページ），と。

過剰資本部分からの応募とはならない，通常の状態での内国債発行のケースでは，起債が現に使用中の流動資本を取りさることによって，近い将来その国に資本不足の状態を出現させる。これは労働賃金の切り下げと，起債で取りさらされた資本部分，並びに残存資本部分双方の金利を上昇させることになる。この事態は，労働者階級に大いなる不利益を，資本家層への過大な優遇をもたらす。不生産的公債の典型である戦費調達のための公債の発行は，とくにこの傾向を極端におし進めるものである，とヴィクセルは主張するのである。すなわち，

「公共の難局というものが，その他の階級を犠牲にしての，ある特定の社会階級による物的利益のぶんどり」（141 ページ）を結果する戦費の起債調達。この方法にもとづく安易な戦費調達の可能性を，戦争への危険を増幅するものとして，ヴィクセルは警告する。これはあたかも，その 120 年前の 1776 年に，アダム・スミスが『国富論』第 5 編，第 3 章で強調した所を，そのまま踏襲したかの観がある。ここに至ってヴィクセルの公債敵視は，本格的な姿をとってあらわれるのである。

これに反し，戦費の租税調達は，平和主義の推進の一助ともなる。しかも起債は，資本家たちの資本蓄積意欲を減退させるが，租税は節約による資本形成への促進効果をももつ，等々とヴィクセルは議論を展開している。

第 2 論考での余論

もし，私にして大いなる誤りがないとするならば，以上がヴィクセル第

つぐなって余りある範囲のものだ、と考える(132ページ)。そして、結局「……課税の満場一致と自由意志性の原則の内に、この問題をも、その解決に向って、さらに一步を進めるべき一手段が存する」(138ページ)、としているのである。

第2の、公債充当か租税充当かという、本来の意味での財源選択論における、ヴィクセルの利益説的課税原則にもとづく、租税充当の拡充について考察しよう。

前のケースとは異なって、ここでは彼自身、利益説的課税原則にもとづく租税充当領域の拡充を、積極的に主張する形をとって議論を展開してはいない。むしろ、公債敵視的態度を示すことによって、公債充当領域を抑制する形で、いわば間接的に、利益原則による租税充当領域の拡充を示唆しようとしているのである。

まず一般的にいて、既述のように彼は徹底した個人主義者、経済的合理主義者であり、かつヒューマニストでもある。そのヴィクセルが、利益説的租税充当領域を拡充することによって、公債発行をなるべく避けたいとする、「小さな政府」論的均衡財政論の立場にあることは、想像に難くないであろう。

さて、「租税によるか、あるいは公債によるか、という充足様式の選択、並びに、租税充当のケースでは支出自体のために、起債充当の場合には将来の公債の分割償還のために、必要となる諸租税の分配」(142ページ)。これらすべてに亘って、公正がおこなわれなければならない、とヴィクセルは考える。それゆえに、これらのケースは、議会の相対的満場一致と少数者の拒否権、解約告知権という留保つきで決定されてよい。そして、これらが議決されえない場合には、そもそも、その経費(事業)自体が取りやめとなるべきなのだ、とヴィクセルは主張するのである。

ここには、すでに彼の「小さな政府」論的、若干起債抑制的な姿の一端が、見えかくれしているであろう。

企業の利用のような、給付の増加にともなって追加的単位費用も増大してゆく、といったケースである。

両者のケースにおいて、「すべての人がこれによって利益をえ、誰もが損をするにはおよばない」、しかも、国民経済的にも最高に効率的な利用、「最も有利な利用度」（カッコ内はいずれも 134 ページ）はどうあるべきなのか。すなわち、これらを公平性と経済的効率性の視点から、ヴィクセルは考えるのである。ここでは彼は、両ケースともに、料金の引き下げ毎に、個人の側での相応した利用回数の増加が見込まれることを、当然のこととして前提している。

ヴィクセルは後述する「第 1 論考」において、供給独占商品の課税における、供給者側に最も有利な価格設定のための経済理論を展開した。そして、本問題にたいしても、これと同様の手法を使用した結果、彼は次のように結論する。すなわち、一般費用のみが重要であるケースでは、その全額を租税充足すること。追加的単位費用も重要であるケースでは、利用毎の公定料金を限界費用相当額に引き下げ、一般費用部分は租税充当とすること。これらが国民経済的にも、個別経済的にも、最も有利な経費調達方法である、と。

こうしてヴィクセルは、従来公定料金ないし手数料で充足されてきた公営企業、公共施設の領域の多くの部分を、その公平性と経済的効率性の点から、租税充当領域に代えるべし、とするのである。この場合、ヴィクセルが想定している租税は、もちろん、課税の利益原則にもとづく租税である。

ただし、個人毎の利用回数に応じた、ないしはとくに個人毎の主観価値に比例した租税分配の実現には、大きな技術的困難がともなうであろう。したがって、ある程度の課税の不公平も生ずるかも知れない、とヴィクセルはいう。だが、この不利益は、利益説的租税充当への切り替えによる、使用頻度上昇にともなう国民経済的・個別経済的的巨大追加効用の出現が、

利益説的課税原則論の展開 (2)

—国家財政(ないし、とくに国家収入)領域における、利益説的課税原則適用領域の確定と拡充—

ヴィクセルは、利益説的課税原則の適用領域の拡充ないし限定について、これをいわゆる財源選択論の形で展開した。すなわち、一つは、公定料金ないし手数料充当か、あるいは租税充当かの問題として、もう一つは、公債充当か租税充当かの問題の形で論述したのである。

まず第1の問題側面について、ヴィクセルの見解を見てゆこう。彼はこの問題の解決は、限界効用理論的経済学説にもとづいてのみ果されるものであり、しかもその解決の結果は、国民経済的にも、また、労働者階級の向上にとっても、まことに「最高の経済的利益をもつもの」(137ページ)と重視する。それゆえにこそ、彼はとくにこのテーマについて詳述したのである。

彼は、公営企業や公共施設などのもつ特性を検討することによって、従来この領域では通常であった、利用毎の公定料金や手数料による費用充足に代えて、利益説的課税原則にもとづく、上記のような手続き規則をもつ租税充当を提案した。ヴィクセルによれば、この領域は次の二つの特性をもつ。

一つは、それがもつ公共性と公平性である。これらの給付は、いわば利用毎に個人が得る個別的効用と一般的・社会的効用とを併せもつ。それゆえに、ワーグナーも正当に指摘したように、給付のための費用の、全額利用者負担の必要はない、というわけである(127ページ)。

もう一つ、ヴィクセルが独自に特別重視するのは、それがもつ公共性と経済的効率性である。彼によれば、これら領域の給付には次の二つの費用構成タイプのものが存在する。その第1は、道路、橋梁など、一般費用のみが重要であり、利用頻度の上昇にともなう追加的単位費用があまり問題とはならない、公共施設の利用のようなケースである。第2は、公営交通

人之間並びに諸国家の間、繁栄と平和的共存とを前提としたものである。そして、(官僚) 行政的側面を完全に捨象した、いわば純政治的モデルというべきものでもある。もちろん、このいわば財政政策決定の理論モデルともいうべきものからの具体的帰結には、さまざまなものがあるであろう。しかしながら、モデル構成要素の特質から次の一般的諸傾向が、当然のものとして予想されうる。すなわち、

- a. 経費膨脹に抑制的な、法治国家論的・「小さな政府」論的均衡財政を旨とするようになること。
 - b. 個々の租税は多分に目的税的性格をもつものとして構想されること。
- これらは、いわばヴィクセル的租税利益説の構想を裏がえせば、ただちにでてくる帰結でもあろう。

ちなみにヴィクセルは、単純多数の議決でよいとする次の三つのケースをあげている。

1. 互いに排除しあう二者択一のみが可能で、第3の選択の道のないケース(111ページ)。
2. 国民が自由にその支払いを拒否できない国債元利払いのような、ある種の義務的経費のケース。この場合には、個々人の課税による支払い分は、給付能力原則にもとづくものとなる(118-119ページ)。
3. 既存の経費と収入との削減にあたり、いわば減額補正予算案に類似した方式、すなわち、各個別経費ないし各経費グループの、一定収入カテゴリーへの割り当て Appropriation つきで、収入予算と支出予算との暫定的分類というものがおこなわれる方式を採用するケース(120ページ)。ただしこの場合には、議会の一定少数派にたいして、それぞれ任意の租税グループの拒否ないし引き上げ権や、これにもとづく、当該租税でまかなう事業の解約告知権があたえられるべきである(120ページ)、とヴィクセルは主張している。

い国家活動、ないしは既存の国家活動の拡大を提案したとする。この発議は憲法的には、その費用のありうべき分配についての、一つないし若干の択一的提案をともなつてなされるであろう。次いで議会のその他の党派は、協賛すべき支出自体の額についても、並びに、ヨリよいと思う費用充当様式に関しても、なんらかの修正案を提出しうることになるであろう」(116—117ページ)。

ここで注目すべきことは、まず、通常の予算発案権把持者が、いく通りかの予算提案を作成するとヴィクセルが考えたことである。これに加えて、これら提案に協賛しえない(拒否したい)立場の側からの修正提案、(それも全面的な修正案さえ)もまた、数多く提出されうる、といった非現実的な想定をも彼がしていることである。

相当多数にのぼる可能性をもつ、これらの諸提案が、次々に国会に上程され、国会議員はその都度自らの利害にもとづいて賛否を表明することになる。現実的には絶対的満場一致の賛成による議決は考えられないとするヴィクセルは、それに最も近い相対的満場一致、ないしは特別の qualifiziert 多数(単純多数ではない!)の賛成票をもって、予算の成立とするのである(117ページ)。ただし、100パーセントの賛成に非常に近いはずの、相対的満場一致とか特別の多数といっても、ヴィクセルの例示している数値は $\frac{3}{4}$, $\frac{5}{6}$, $\frac{9}{10}$ 程度の多数票であった。この数値は、たとえ理論的には非常に多くの修正提案が可能であるとしても、国会での実際の提案数はそれほど多数にはならないであろう、といったヴィクセルの現実的な考慮が反映されたもの、と見るべきものなのであろうか?

以上が、後世しばしば予算決定(ないし財政政策決定)理論における、「ヴィクセル・モデル」として云々されているものの、ヴィクセルの叙述に即したその概要である。

総括しよう。課税の利益原則にもとづくヴィクセル・モデルは、社会的、法的には、現存の所得分配的・私有財産的基本秩序のもとでの、個々

合、彼は国会での審議や議決の慣行、形式などについては、一応これを無視したのである。

さて、ヴィクセルのいう課税の利益説的分配基準は、租税協賛の自由意志性と満場一致の原則にもとづくものである。そして、その実現にあたっては、「同時にその充当資金について決定することなしには、決して経費支出というものを票決しないことが、とりわけ要請される」(115 ページ)。すなわち、経費額とそれに対応する租税額とをリンクさせた上で、両者を同時に国会で決定すべきことが要請されるのである。この場合、当該経費は本来の意味での集合的欲求であることが条件とされる。すなわち、それ自体としては社会的に有用で、しかも、国民の全階層から例外なしに承認されるはずの経費であることが、前提とされることはいうまでもない(112 ページ)。その上で、

$$\begin{array}{l} \text{個々人の公共給付か} \\ \text{ら受ける限界利益} \end{array} \geq \begin{array}{l} \text{個々人の課税で差} \\ \text{しだす限界犠牲} \end{array}$$

の条件を充たす必要が生ずる。したがって、この条件を充たしうるか否かの判断は、その経費の個々人への租税負担分配のあり方如何にかかわることになるのである。だが、租税負担分配の方式には、まことに多様なものがありうる。かくして、それらの内には、すべての個々人に利益があり、それゆえに、理論的にも、また近似的には実際にも、満場一致の賛成を得る租税負担分配方式も存在しうることになるのだ、とヴィクセルは考える(113 ページ)。

次いで、かゝる課税基準の国会における実現の方式が問われることになる。この場合ヴィクセルは、「(憲法に精確に記されておるべき) わずかな種類の国家経費を除いた、残りの全部の経費は、租税協賛の相対的満場一致の原則によって扱いうると思われる」(119 ページ)、としている。

「最も単純なケース」としてヴィクセルが例示しているのは、次のようなケースである。「すなわち、政府ないし議会のある党派の側で、ある新し

時代の政治的趨勢に、適合しているものであるとはいいがたかった。そもそも、官僚的行政重視の視点からする財政の取り扱い、ドイツの政治的後進性の一つのあらわれでもある、とヴィクセルはいいがたかったのかも知れない（107 ページ以下）。

また、かかる立場からすると、国民個々人のためのもののような外観を呈する財政運営の場合でも、必ずしも主権者側の利害中心の観点が完全に消滅しているわけではない。それゆえ、この立場によるときには、個々人の側に「生じた犠牲にたいする十分な対価というものが、提供されるか」（103 ページ）否かは疑わしい。あるいは、国民経済的に見て、最も利益ある公共給付の費用充当方式が採用されているかも疑問である、というのがヴィクセルの支配的財政学説批判の結論であった。

まず、課税の利益原則適用にあたっての具体的手続きのための諸前提について、ヴィクセルの議論を再構成してみよう。

既述から容易に推察される所であろうが、彼は個人の平等と「個人の自由の尊重と最大限の行使」（124 ページ）とが保証される、個人主義的・自由主義的市民社会を想定する。そこでの個人と総体との間の経済関係は、給付対反対給付、すなわち、ギブ・アンド・テイクの均等、ないしは、両者の自発的等価交換関係の視点から考察されるのである。

かかる基盤に立ってヴィクセルは、予算の作成（ないし財政政策案の作成）にあたっての職業的専門官僚の作業のもつ意味や、その作成形式のもつ意味などを一応無視する。彼は財政政策の決定を左右する条件としてのデモクラシー的議会政治体制をこそ、非常に重視しているのである。もう少し具体的に述べよう。輿論を最も適切に反映しうるような政治体制、ないしは、国民内のすべての利益集団の真の代表者の集合体としての議会制政治体制、いわゆる立憲的議会制民主主義を、彼は政策決定の基本条件と考えている。そして、この条件を実現さすべき国会議員の選出方法としては、ヴィクセルは比例代表制的普通選挙方式を心に抱いていた。ただしこの場

個々人の負担ではない。また、これは通説でよくいわれるような「それ自体つねに悪」(114ページ)である強制性をもつものでもない。公共財の対価として、それと自発的、自由意志的に交換するために、個々人が「用意すべき資金」(125ページ)であったのだ。

だが、利益説の採用でヴィクセルが重視した所は、主として、租税負担分配の基準論としての側面であったように思われる。一般的な表現を使うならば、彼はこの基準の適用によって、次の二つの事項を狙ったといえるであろう。すなわち、

1. 課税を経費とリンクさせて取り扱うことによる利点
2. 課税における個人間の公平と、個人および総体の利益の最大化
さて、ヴィクセルは次の二方面に議論を展開させてゆく。
 - a. 利益説的課税原則論の適用をめぐる手続き論の展開
 - b. 国家財政(ないし、とくに国家収入)領域における、利益説的課税原則の適用領域の確定と拡充がこれである。

われわれはまず、a.の問題についてヴィクセルの論ずる所を見てゆこう。例によってヴィクセルは、この問題に関連した当時の支配的財政学説の見解への批判をもって筆を起す。いうまでもなく、彼の基本態度は、現実の社会的・経済的・政治的趨勢を背景に、「進歩と発展の精神をもって」租税並びに財政学説を構築すべし、という点にあった(110ページ)。

ワグナーを頂点とする当時の支配的財政学説は、結局は、旧い時代精神であった主権者の絶対主義の基本見解を基礎としている、とヴィクセルは結論する。すなわち、かれらは官房学以来の伝統である、「一般的至善」das allgemeine Beste(109ページ)を求める「開明かつ仁慈の専制君主」の、英明なる統治ないし行政の基礎として、租税や財政を把握することを志した、というのである。

かかる官僚的行政重視の視点は、必ずしもデモクラシー化しつつあった

ある。しかも、この原則をマツオーラは財政学的法則とするのか、あるいは財政政策的公準と解するのかも、不明瞭のままにしている、とヴィクセルは考えた。

さらにヴィクセルは、利益原則の適用にあたっての、キイともなるべき彼の中心的仮定について言及する。すなわち、個々人は、支払わないですむならば、公共目的のためにはビター文も支払わなかりとうする性向をもつ(100ページ)。それゆえに、公共給付にたいしては、個々人はフリー・ライダー(ただ乗り)を決め込みがちであろう、と。

彼は、今日のいわゆるフリー・ライダー問題を明確に意識した上で、利益原則の現実化への方途をさぐることを、一つの重要な財政学的課題と認識したのである。

かくして、ヴィクセルによれば、なによりも重要なことは、公共給付の価格決定が、結局は、個々人単独のバラバラな仕事では決してない、という認識である。これはむしろ、個人とその他の「総体のすべての構成員」との合議からのみ生れるはずのものである、とヴィクセルは考える。だが、この合議による価格決定(税額決定)に関しては、マツオーラは、ただの一言をも発してはいないのである(101ページ)。

利益説的課税原則論の展開 (1)

—原則適用をめぐる手続き論の展開—

主として学説批判の形で彼がその輪郭を浮かびあがらせた、ヴィクセルの利益説的課税原則は、そもそも二つの側面の意味をもちうるものであった。一つは課税の根拠論としての意味、もう一つは租税負担分配の基準論としての意味、がこれである。

もちろん、既述した彼の個人主義、経済的合理主義の基本的立場からして、利益説が最も適合的な課税の根拠論である、とヴィクセルが考えていたことは、容易に想像されよう。ヴィクセルにおいては、租税はもはや

これら2種類の欲求は、その由来に関係なく、ただその共通の強度序列にしたがってのみ、順次充足さるべきだ、とするのである。

ただしザックスは、かかる序列づけのための「総体判断」、ないしはそのための現実的に「必要な機関や必須な制度機構」については、とくに論及してはいない(89ページ)。しかも彼は、租税負担の相対的分配に関しては、経費支出から受ける個人効用とは切り離して、いわば個々人の給付能力(「周期的に更新される財貨保有高」)に比例して分配さるべし、と述べているのである。

「ザックスの基本的思考の道すじは、かくして、この点において通常の均等犠牲説と完全に合致する」(93ページ)、とヴィクセルは総括した。

マツオーラは、ザックスよりも一層徹底した個人主義的立場を表明する。したがって、彼にあっては総体は個々人の集合以上の何物でもないのだ。かかる考え方を基礎に、彼は利益説的課税原則の擁護に一步を進めた、とヴィクセルは称揚する。

『財政学の科学的論拠』1890年においてマツオーラは、あらゆる欲求は究極的には個人的なものであるとする。したがって、公共財をも個人的欲求充足の手段とのみ彼は見ているのである(97ページ)。

マツオーラのかかるリアリズムは、確かに健全ではある、とヴィクセルは考える。しかしこの見解は、同時に、たとえば国債利払い費など、ある種の義務的経費の統一的な理論的取り扱いを困難にさせるといった、若干単純にすぎた財政学の問題の考え方でもある、とヴィクセルは考える。

マツオーラはまた、公共給付を公共財の供給と解釈する。そして、公共財供給の価格(経費額)と、公共財の個人への限界効用(租税額)との等置を求めた。もつて彼は、経費額と租税額とをリンクさせ、これを給付対反対給付の形で論じうる租税利益説的基礎をあたえたのである。

しかしヴィクセルによれば、マツオーラ流の利益原則もまた、手数料や公定料金による充足以外の経費領域の適用には、無理が生ずる可能性が

体的分配如何によっては、この基準の適用は、悪平等的共産主義化への可能性も否定できない。しかし、下層階級をヨリ一層圧迫する逆の危険性の方が、現実的にはヨリ大きいかも知れないであろう（80—82 ページ）、と。

そこで、以上のような難点を克服しうるはずの限界効用理論的・利益説的課税の原則が登場することになる。

ヴィクセルによれば、そもそも、「さまざまな国家経費の合理的範囲設定が問題の場合には、利益原則は、あらゆる種類の国家活動のケースで、使用可能であり、また使用されざるをえない」（84 ページ）というほどに、利益説の適用領域は広汎に亘るものである。しかも、限界効用概念の導入によって、国家給付の限界単位の個々人にあたえる効用の大きさと、それに対応した個々人の犠牲（すなわち、反対給付）の大きさととは、互いに比較可能なものとなる。かくして、ここでは課税の利益原則は、課税の反面である経費とリンクさせることによって、諸租税の総額並びにその分配をも同時に決定できる基準となりうる、といった長所をもつ、とヴィクセルは考えたのである。

ただし、既述のようにヴィクセルは、彼自身の利益説的課税原則論の全容を、直接的に呈示することはしない。これに代えて、その学説の先駆者ともいべきザックスおよびマツオーラの、この方面の業績を比較的詳細に紹介する。「かれらは限界効用と財価値のイデーを、単に諸租税の分配のみでなく、諸租税の具体額の算定にも適用した。もって公正な課税の全問題を、ある程度倫理的問題から純経済的問題へと変えたし、また変えようとしたからである」（86 ページ）。

そして、この間に自らの学説を、おのずから浮かびあがらせる手法をヴィクセルはとったのである。

『理論的国家経済原論』1887年においてエーミル・ザックスは、個人の単独な私的欲求と、他の人々との協同で充足する集合的欲求との並存、したがって、私経済的活動と集合経済的活動との並存をみとめる。そして、

し比例性の原則が、この二つの基本原則である。換言すれば、これらは各自の『利益に応じた課税』と、『給付能力に応じた課税』ないし負担能力に応じた課税なのである」(77ページ)。

ヴィクセルは、課税のいわゆる給付能力説と犠牲説とを、とくに区別することなしに一括する。そして、これら学説にもとづく課税原則が19世紀後半の財政学界では「圧倒的に優勢な原則」(77ページ)であった、とするのである。

しかしヴィクセルは、次の諸点でこの支配的学説は不充分であるとする。すなわち、この学説は、

1. この学説に適合しそうな財政領域を、国家の私経済的領域だなどと称して、租税論から排除してしまうようなこともする(78ページ)。そして結局、「……給付能力原則の純粹支配は、本来的に給付対反対給付の均等ないし比例性の要請では、全く片づけられえないような領域に限定されることになった」(78ページ)こと。

2. 「犠牲説は単に諸租税の分配についてのみ決定しようとし、また決定しうるのみである。犠牲説は全課税(したがってまた、個々の課税)の絶対額については、ほんのわずかな情報をさえ、あたえない」(79ページ)。かくして、この学説は経費の総額ないし財政規模の決定理論への契機をもたないこと。

カイツルやローベルト・マイヤーといった財政学者は、経費論なき財政学をさえ構想した。ドイツ財政学の黄金時代を現出した立役者であった、シェフレもワーグナーもまた、「おおまかにいって……、同じ立場なのである」(80ページ)。

3. 犠牲説は国家給付の個人価値との関連を切り離して、総効用 \geq 総犠牲にのみ注目する租税負担分配基準論であること。

ヴィクセルによれば、この基準の適用は、総経費(財政規模)の際限なき膨脹の可能性をも秘めていよう。また、経費の具体的構成や租税負担の具

伝えることができているか否か、大いに気にかかる所でもある。

Ⅱ．「公正な課税の一新原則について」

第2論考の主要テーマ

第2論考で特徴的なことは、ヴィクセルが課税の新原則の定立それ自体よりも、公正な課税の原則の実現を保障すべき諸条件について、ヨリくわしく論じようとした所にある（Ⅵ ページ）。若干具体的にいうならば、第2論考のテーマは、主として次の三つのものから構成されている、と見てよいであろう。すなわち、

a. いわゆる限界効用理論を、財政ないしはとくに課税領域にも拡充適用することによって、利益説的課税の原則を確乎たるものにする。

その上で、

b. 利益説的課税の原則を、当時の現実的・政治的背景でもあるデモクラシー的議会政治体制（租税協賛）と関連づけて考察することによって、その実際の適用のための諸条件をさぐる。

c. 公共収入の領域において、利益説的課税の原則をできうる限りひろく適用しうる可能性を摸索しつつ、この原則の適用可能領域を確定する。

利益説的課税原則の確立

ヴィクセルは、利益説的課税原則を確立するために、その準備作業として、課税の根拠論および租税負担分配基準論としての租税原則論について、その学説的展望と批判とに着手する。そして、その間に彼の主張する利益説的課税の原則の姿を、おのずから浮かびあがらせようと試みるのである。

ヴィクセルはいう。「周知のように〔課税原則の領域では〕、従来より主として二つの基本原則が相対峙していた。……すなわち、『給付対反対給付』の均等ないし比例性の原則、および他方、生じた『犠牲』の均等ない

とも可能であろう。ただしヴィクセル自身には、財政領域を全体的に、ないしは体系的に論述した業績はない。いわば彼の財政学体系については、彼自身どこでも論じていないことは、いうまでもない。

さらに、後代の学者たちの評価においても、彼の第1論考は、同時代の一流経済学者たちの見解と異なったり、あるいは、新しいものであったりする所は少ない(ユース、前掲論文、115ページ)、とされている。これに反して第2論考は、「最も独創的で、しかも最も永続的な貢献をなしたものである」(マスグレイブ、前掲解題、40ページ)、と高く評価されるのが通常である。

以上のような次第であるので、本稿ではヴィクセル財政理論の理解のために、まず、第2論考を比較的詳細に考察したいと思う。次いで、ごく簡単に第1論考にふれる予定である。

ちなみにヴィクセルは、論述にあたり、その対象や方法など基礎的事項についてまず明確な概念規定をなし、これにもとづいて議論を順次展開してゆく、といった手法をとってはいない。たとえば、論ずるに適切な場所がある事柄について、これと同じ事項が、その前の所でも、その後の所でも述べられている。また、結局は、わきみちに逸れたとしか思えないようなテーマの議論にも随所に出会う、といった具合である。そのゆえにか、その論述の順次や論述対象のもつはずの意味について、彼の真意を理解し、彼の思考過程についてゆくことを困難にさせるなにかがある。しかも彼の論述は、彼にとっては外国語であるドイツ語、それもかなり古い表現様式と、彼独自の語順によると思われるドイツ語によっている。同じくドイツ語が外国語であるわれわれにとって、その文章毎のニュアンスまで、適確に把握することは至難のことにように思われる。以上の諸理由から、ヴィクセルの構想全体を彼の意図どおりに再現することは、そう容易なことであるとはいえないであろう。

本稿の以下の論述が、ヴィクセルの見解を誤りなく、かつ過不足なしに

たとえば、彼は労働者階層の不幸な境遇にたいしては、上からの同情と改善への志向をもってはいた。だが同時に、ひとたびかれらが政治権力を掌握したあかつきの、階級エゴからする政策にもとづく社会・経済状態の悪化への危惧の念をも抱いていたのである（122 ページ）。「実に議論の余地なく、一国の知性と経済力の大部分を含み、しかもしばしば、その優越的状态を、少なくとも一部は自身の努力に負っている有産諸階級」（159 ページ）。彼はむしろ、相対的には少数の、この知的有産者階層の役割に、重きをおいていたようである。

原典の構成とヴィクセル財政理論研究の形式的・実質的テーマ限定
ヴィクセルの財政学研究上の主著『財政理論研究』1896年のタイトルは、精確には『財政理論研究並びにスウェーデン租税の論述と批判』である。この著作は次の3論考から構成されている。

第1論考 租税帰着学説のために

第2論考 公正な課税の一新原則について

第3論考 スウェーデンの租税

いうまでもなく、ヴィクセル財政理論の全容は、その標題から推察されるとおり、第1論考と第2論考とから、うかがい知ることができるわけである。著作の題名は確かに『財政理論研究』ではある。しかし、彼はここでは、形の上ではあくまで租税論の最重要な構成要素である、租税転嫁論と租税原則論という二大伝統的テーマのみを追求しているにすぎないことになる。

他方、内容の面から考察すると、第1論考は、迂回的生産理論や独占理論など、経済理論の成果を利用しつつ、対象を分析したものである。また第2論考は、経費論や予算規模論ないしは財政政策決定の理論など、財政全般の問題とかかわらしめて、課税の公正を論じたものであった。したがって、第2論考を中心に、ヴィクセル財政理論体系の一端を垣間見るこ

は、ヴィクセルのこの著作からの引用は、単に原著のページ数のみを示すことにしたい。

ヴィクセルの基本的立場は、徹底した個人主義と経済的合理主義である。独立した自由な意志をもつ個人こそが社会的存在の基本単位であり、したがって、かかる個人をこえた、あるいは個人の上に立つ、独立の存在としての公共権力体を、彼は基本的には観念しなかった。国家とか、公共権力体といったものは、個人々の総員、すなわち、総体 *Gesamtheit* の意志を直接に、かつ最も適切に反映させうべき制度機構としてのみ存在している、とするのである。それゆえ、「もし国家給付の効用が、総体の個人々の構成員にとって 0 であるならば、その総効用もまた、0 と異なることはありえないであろう」(82 ページ)、ということになる。また、他の個人の利益を書さないで、なるべく多くの人々の利益(総体の利益)が大となるようにはかることを、彼は最善と考えている(138 ページ)。

かかる徹底した個人主義と経済的合理主義に最も相応しい方法的立場は、主観価値と限界効用を基礎とするものである。「周知のように、限界効用学説は、経済社会を構成する基本単位としての個人を基軸に据える。そして、個人の主観的な限界効用といった近代的概念を用い、その逡減とか均等とかいう性質や法則性にもとづいて、経済世界を「統一的に」えがきだそうとするものであった」(池田浩史、前掲、ヴィクセル租税原則論の基本前提……、61 ページ) からである。ヴィクセルは、「限界効用と主観価値という近代的概念を、公共給付と私個人の反対給付〔の領域〕にも適用することによって、〔これらを公共財政の領域にまで、拡充しようとするの〕である」(Ⅶ ページ)。

もちろん、これも彼の基本的立場と密接に関連しているのであるが、政治的にはヴィクセルは、進歩派として立憲的議会制民主主義の信奉者であった。また、社会思想的側面から見ると、彼はある種のラディカルなヒューマニスト的教養人であったといえよう。

本稿では、まずヴィクセルの財政学上の主著に即して、彼の財政理論研究における対象の限定や方法上の特色を解明する。ついで、ヴィクセルの財政理論研究の成果の概要を、できる限り正確に、しかもバランスよく紹介することにつとめたい。

いうまでもなく、この作業だけでも、われわれにとっては、かなりの集中力を要する事柄であった。それゆえに、ヴィクセル財政学説の財政学史上の位置づけ、ないしは、その今日的意義などを全面的に論ずることは、別の機会にゆずりたいと思う。本稿では、これらについては、マスグレイブが前掲解題「ヴィクセルと近代財政理論の生誕」で示唆している所の内、その若干のものを利用する程度にとどめよう¹⁾。

1. 序論

ヴィクセルの基本的思想と経済学研究の方法的特色

ヴィクセル『財政理論研究』1896年の全容をできるだけ正しく理解すること、これがわれわれの当面の課題である。そのための準備として、まず、彼の思想ないし社会思想と、彼の経済学研究の方法的特色とを、可能な限り彼のこの著作の論述に依拠しつつ、簡単に紹介しておこう。以下で

半ダースほどの各種租税についての論説、国会の課税および財政委員会レポートの内の数章、など。

しかしながら、いうまでもなく、「ヴィクセルの財政学上の主著は彼の『財政理論研究』（1896年）であった」（Carl G. Uhr, Knut Wicksell, neoclassicist and iconoclast, in: *The History of Swedish Economic Thought*, edited by Bo Sandelin, London and New York, 1991, p. 114.）のだ。

- 1) ちなみに、ヴィクセル『財政理論研究』の解説と邦訳の試みに、最初から参加してきた専任講師池田浩史は、前掲論文のほかに、

ヴィクセル課税理論の構造と本質——「公正な課税の一新原則について」を中心にして——、東京国際大学論叢 経済学部編、第3号、1990年9月、所収
クヌート・ヴィクセルの租税帰着理論——その基本的特徴と概要——、東京国際大学論叢 経済学部編、第11号、1994年10月、所収
の2論文を公表している。

本解題的論稿には、これら3論文を下敷にしつつ、まとめることによって完成された、という側面もある。

(シュムペーター)とも云うべきほどの人物である、と称されることもある¹⁾。実際、ヴィクセルの「この『経済学講義』〔スウェーデン語の原著の第1巻は1901年、第2巻は1906年に刊行〕が1934年に英訳されたとき、この著作がアルフレッド・マーシャルの『経済学原理』(1890-1920年)よりも、深奥さ、内容、新鮮さの点で卓越していたことを、じきに人々は見抜いた²⁾」のである。

彼が大いに貢献したのは、ひとり経済理論の分野においてのみではない。「……近代財政理論的分析の生誕にたいしても、ヴィクセルは一つの、おそらくは決定的といえるほどの貢献をもなした³⁾、と高く評価されている。

ヴィクセルの財政学説は、果してこのような高い評価を受けるべき内容のものなのであろうか。われわれはこれについて、彼の財政学上の原典に即して直接かつ内在的に確かめたいと思う。すなわち、ヴィクセル財政学説に最も容易に直接接近しうる、しかも唯一最重要な根本資料として、彼のドイツ語の著作『財政理論研究』1896年 *Finanztheoretische Untersuchungen nebst Darstellung und Kritik des Steuerwesens Schwedens*, Jena 1896. を、ここで取りあげるつもりである⁴⁾。

1) 池田浩史、ヴィクセル租税原則論の基本前提・目的・理論的アプローチ、早稲田経済学研究、第30号、平成元年12月、所収、57ページを参照。

2) Paul A. Samuelson, 1915-, Wicksells Werk und Persönlichkeit—Eine kritische Analyse in moderner Sicht, in: Knut Wicksells Opus. Eine kritische Würdigung, hrsg. v. P. A. Samuelson und R. A. Musgrave, Düsseldorf 1988, S. 25.

3) Richard A. Musgrave, 1910-, Wicksell und die Geburt der modernen Finanztheorie, in: Knut Wicksells Opus, S. 39.

財政学界における当代随一の碩学マスグレイブ教授は、別の所でヴィクセルの『財政理論研究』1896年をもって、「これまで書かれた財政学書の内、最も革命的なもの」とまで評している。Public Finance, now and then, in: Finanzarchiv, Neue Folge, Band 41, 1983, S. 6. を参照。

4) この著作に収録されている論考以外にも、財政をテーマにしたヴィクセルの業績には、主としてスウェーデン語で公表された次の種類のものが存在しているようである。すなわち、

『財政理論研究』1896年以前に仮名で刊行された、スウェーデン税制についての小著作。この著作以降に公表された、課税論についてのパンフレット二つ、

ヴィクセル財政学説の本質と概要

—ヴィクセル『財政理論研究』1896年、解題—

池田浩太郎

はじめに

I. 序論

ヴィクセルの基本的思想と経済学研究の方法的特色

原典の構成とヴィクセル財政理論研究の形式的・実質的テーマ限定

II. 「公正な課税の一新原則について」

第2論考の主要テーマ

利益説的課税原則の確立

利益説的課税原則論の展開 (1)—原則適用をめぐる手続き論の展開—

利益説的課税原則論の展開 (2)—国家財政(ないし、とくに国家収入)

領域における、利益説的課税原則適用領域の確定と拡充—

第2論考での余論

III. 「租税帰着学説のために」

租税帰着理論の問題の性格と方法論的立場

独占利潤への課税モデル

自由競争的経済下での課税モデル

はじめに

周知のようにクヌート・ヴィクセル Johan Gustaf Knut Wicksell, 1851-1926¹⁾ は、19世紀末から1920年代中頃までの30年あまりに亘って活躍した、スウェーデンの著名な経済学者である。

経済理論家としてのヴィクセルは、ときとして「北欧のマーシャル」

1) スウェーデン語では、Knut の u の部分を ü と u との中間程度に発音することである。それゆえこれは、ヨリ精確には、慶応義塾大学の飯野靖四教授にならって、クニユートとカタカナ表記の方がよいであろう。